

待機 Inactive 制度について

1. 移植希望者（レシピエント）自己都合による移植辞退者について

- 平成 30 年 3 月までにあっせん事例評価委員会で評価された過去の提供事例 326 例中、自己都合により移植を辞退したレシピエントは、心臓で 1 名、肺で 18 名、肝臓で 4 名、膵臓で 23 名、腎臓で 92 名いた。また複数回辞退したレシピエントは、肺で 5 名（2 回辞退；5 名）、膵臓で 8 名（2 回辞退；4 名、3 回辞退；1 名、4 回辞退；1 名、6 回辞退；1 名、7 回辞退；1 名）、腎臓で 4 名（2 回辞退；3 名、4 回辞退；1 名）いた。
- 医学的理由だけではなく、個人的理由で移植を辞退する患者についても、待機 Inactive 扱いとし、あっせんの対象から除外することとしてはどうか。

【参考】レシピエント自己都合による移植辞退者

臓器名	人数	辞退理由
心臓	1 名	本人の意思固まらず

臓器名	人数	辞退理由
肺	10 名	個人的理由
	7 名	家庭の事情
	2 名	連絡取れず
	2 名	来院不可
	2 名	ドナー状態考慮

臓器名	人数	辞退理由
肝臓	3 名	個人的理由
	1 名	連絡取れず

臓器名	人数	辞退理由
膵臓	39 名	個人的理由
	2 名	連絡取れず
	1 名	家庭の事情
	1 名	来院不可

臓器名	人数	辞退理由
腎臓	51 名	個人的理由
	24 名	家庭の事情

	13名	ドナー状態考慮
	9名	連絡取れず
	1名	生体移植済み

2. 肝臓レシピエントに係る待機 Inactive 制度について

- 現在肝臓移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合に、一時的に臓器あっせんの対象から除外する待機 Inactive 制度が実施されている（参考資料 2-1）。
- （公社）日本臓器移植ネットワークの行ったシステム改修により移植施設が直接 Inactive の状態を更新出来るようになったため、肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準を以下のように変更することとしてはどうか。

肝臓レシピエントに係る待機 Inactive 制度について（新旧対照表）

改正案	現行
<p>1. 概要</p> <p>○肝臓移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合に、一時的に臓器のあっせんの対象から除外する。</p> <p>2. 具体的手順</p> <p>（1）移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない状態であると確認された場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合は、患者と主治医が話し合いの上で、<u>各移植施設の登録医師は当該移植希望者（レシピエント）を「待機 Inactive 制度」の対象とする。</u> <u>（削る）</u></p>	<p>1. 概要</p> <p>○肝臓移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合に、<u>（社）日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）にその旨を事前に報告しておき、一時的に臓器のあっせんの対象から除外する。</u></p> <p>2. 具体的手順</p> <p>（1）移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない状態であると確認された場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合は、患者と主治医が話し合いの上で、<u>各移植施設のネットワーク登録医師からネットワークへ書面により連絡する。</u></p> <p><u>（2）（1）の連絡があった場合において、ネットワークは移植施設に対して、当該移植希望者（レシピエント）を「待機 inactive 制度」</u></p>

(2) また、移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により移植を受けられない状態ではないと確認され、かつ、移植を希望した場合、各移植施設の登録医師は当該移植希望者（レシピエント）を「待機 Inactive 制度」の対象から外す。

(削る)

(3) なお、「待機 inactive 制度」を利用している期間も、移植希望者（レシピエント）の待機期間の算定の対象となる。

の対象とした旨の連絡を行う。

(3) また、移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により移植を受けられない状態ではないと確認され、かつ、移植を希望した場合、各移植施設のネットワーク登録医師から、ネットワークへ書面により連絡する。

(4) (3) の連絡があった場合において、ネットワークは移植施設に対して、当該移植希望者（レシピエント）を「待機 inactive 制度」の対象から外した旨の連絡を行う。

(5) なお、「待機 inactive 制度」を利用している期間も、移植希望者（レシピエント）の待機期間の算定の対象となる。

○ 肝腎同時移植希望者の取扱いをどのようにするか。

【案 1】従来通り

肝臓移植のみあっせんされず、腎臓移植に関してはあっせん対象となる。

【案 2】肝臓の Inactive と連動して腎臓も Inactive に変更する

肝臓移植を受ける意思がない＝腎臓移植も受ける意思がないと判断し、肝臓を Inactive に変更した時点で同時に腎臓も Inactive する。

3. 膵臓レシピエントに係る待機 Inactive 制度について

- 平成 28 年 10 月 3 日、膵臓移植においても Inactive 制度を導入してほしいとする要望が、日本膵・膵島移植研究会より提案された（参考資料 2-2）。
- 現在、肺と肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準では、既に Inactive 制度が導入されている。両臓器の基準を参考に、膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準に、新たに待機 Inactive 制度を追加することとしてはどうか。

膵臓レシピエントに係る待機 Inactive 制度について

1. 概要

- 移植希望者（レシピエント）の容態が落ち着いており、当面の間、移植を受ける意思がない場合に、一時的に臓器あっせんの対象から除外する。

2. 具体的な手順

- 患者と主治医との話し合いの結果、移植希望者（レシピエント）に当面の間移植を受ける意思がないことが確認された場合、各移植施設の登録医師は登録患者を待機 Inactive の状態に変更する。
- また、移植希望者（レシピエント）が再度移植を希望した場合、各移植施設の登録医師は登録患者を待機 Inactive の状態から外す。
- なお、「待機 Inactive 制度」を利用している期間も、移植希望者（レシピエント）の待機期間の対象となる。

- 膵腎同時移植希望者の取扱いをどのようにするか。

【案 1】従来通り

膵臓移植のみあっせんされず、腎臓移植に関してはあっせん対象となる。

【案 2】膵臓の Inactive と連動して腎臓も Inactive に変更する

膵臓移植を受ける意思がない＝腎臓も移植を受ける意思がないと判断し、膵臓を Inactive に変更した時点で同時に腎臓も Inactive に変更する。